# 令和4年6月定例会の結果

1 請願書 2 陳情書 3 資料(請願・陳情文書表)

# 1 請願書

請願番号	件   名	結	果
請願第2号	適格請求書等保存方式「インボイス制度」の実施延期 を求める意見書提出を求める請願	不採	択

# 2 陳情書

陳帽	青番号	件名	結 果
陳情	第2号	HPVワクチン(子宮頸がんワクチン)積極的勧奨再 開に関する陳情	不採択

## 3 資料(請願・陳情文書表)

#### 請願第2号

適格請求書等保存方式「インボイス制度」の実施延期を求める意見書提出を求める請願

# 請願者 静岡市葵区

生活と健康を守る会 会長 日比野隆司

静岡市清水区

清水民主商工会 会長 三浦川八

静岡市葵区

静岡民主商工会 事務局長 山杢二朗

紹介議員 寺尾 昭 内田隆典 (令和4年6月24日紹介を取消し)

杉本 護 市川 正

### 【請願趣旨】

国に対し「適格請求書等(インボイス制度)の実施延期を求める意見書」を提出してください。

#### 【請願理由】

新型コロナ危機の収束や景気回復が見通せない中で、令和 5 年 10 月からのインボイス制度(適格請求書等保存方式)実施に向けた準備が進められています。

免税業者を取引から排除しかねないインボイス制度は、事業者間の取引慣行を壊し、免税点制度を実質的に廃止するものであり、新規開業者やフリーランスの可能性を狭めかねません。

特に消費税課税・免税業者双方にインボイス制度についての理解が広がっていないことから、経理業務に対応できる状況ではなく、ましてやコロナ禍で経営危機への対策優先のなか、課税・免税の選択を急かせば、経営上不利な選択をしてしまう可能性もあります。

新型コロナ危機を克服し再び構築すべき経済社会においても、地域に根ざし活動する中小零細業者の存在は不可欠です。「税制で商売つぶすな」の願いを込め、貴議会において、国に対し「適格請求書保存方式(インボイス制度)の実施延期を求める意見書」提出を採択していただくようお願いします。

#### 適格請求書等保存方式(インボイス制度)の実施延期を求める意見書(案)

新型コロナウイルス感染症収束の見通しが立たない中、個人消費支出の下落や時短・ 自粛営業を余儀なくされた中小零細業者はかつてないほどの打撃を受け、いまもまだ完 全回復には至らず地域経済は深刻な状況が続いている。

こうした中、令和 5 年 10 月から適格請求書保存方式(インボイス制度)の実施に向け、昨年 10 月 1 日からインボイス発行事業者の登録申請が始まったが、現在多くの中小零細業者が、インボイス対応への準備はおろか制度の理解に至っていない。

そもそも軽減税率導入により消費税制度が複雑化したうえ、さらにインボイス制度導入では、軽減税率対象品目を扱う事業者だけでなく全ての事業者に事務負担が増加し、 現在 500 万を超える免税業者が商取引から排除されるおそれがある。

そして周知と理解が進まない事業者に、消費税課税事業者か免税業者のままでいるかの選択を迫れば、経営上不利な選択をしてしまう可能性も出てくる。

本来、中小零細業者にとって仕入れや経費に含まれる消費税全てを価格に転嫁することは、元請下請間の力関係や、薄利多売の大型量販店に対抗するうえで困難もあることから、インボイス制度導入そのものにかなり慎重な議論が必要であり、ましてや経済状況が不安定な中でスタートさせることは、新規開業者や事業継承にも影響がおよび、中小零細業者全体の経営・成長意欲の低下を招きかねない。

地域を舞台に活躍する中小零細業者の経営を守り、地域経済の安定と発展を願う立場で政府および国会に対しインボイス制度の実施延期を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日

静岡市議会

(あて先) 衆議院議長 内閣総理大 財務大臣 経済産業大臣

## 陳情第2号

HPVワクチン(子宮頸がんワクチン)積極的勧奨再開に関する陳情

#### 陳情者 東京都日野市

全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会 静岡支部 代表 塩澤美恵 他3人 HPVワクチン薬害訴訟全国弁護団 きのした法律事務所 弁護士 木下正一郎

#### 【陳情趣旨】

HPVワクチン接種の積極的な接種勧奨の再開により、新たに副反応による被害に苦しむ被害者が生まれることを憂慮しています。

勧奨再開にあたって、以下の項目を徹底していただくよう陳情いたします。

- (1) 「相談支援体制・医療体制等が十分整備される前にヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種が性急に行われることがないように、市町村と必要な情報共有等を行うこと」を各都道府県に対して求めた厚生労働省健康局健康課長通知に従い、個別通知接種前の不安や接種後の症状に対する相談・支援・医療・救済体制を十分に整備し、情報が提供できる体制が整うまでは、個別通知を行わないでください。
- (2)接種者の接種後の健康状態の追跡調査を実施し、調査の結果を公表してください。
- (3)接種勧奨に併せて、HPVワクチンを接種しても子宮頸がん検診が重要で不可欠であることを徹底して周知してください。

## 【陳情理由】

- 1 2021(令和3)年12月28日付、厚生労働省健康局健康課長通知「ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種を進めるに当たっての相談支援体制・医療体制等の維持、確保について」では、各都道府県に対して「市町村に対して、相談支援体制・医療体制等に係る都道府県等の取組み等について、周知を行うこと。また、相談支援体制・医療体制等が十分整備される前にヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種が性急に行われることがないように、市町村と必要な情報共有等を行うこと」を求めています。相談支援体制や医療体制が整備されていないために、副反応が疑われる事例があっても適切な対応ができないということがあってはなりません。個別通知を再開するのであれば、相談支援体制・医療体制等を十分整備してからにすべきです。
- 2 HPVワクチンの副反応症状は多様なうえ、症状が重層化し、HPVワクチンの副反応だとすぐに認識されないことが懸念されます。症状の発症についても、接種後すぐ現れる場合もあれば、数か月、半年後に発症することもあります。多くの被害者は当初はワクチンとの関係に気付かず、多数の医療機関にての原因不明という診断を受け、適切な治療に出会えずにいます。接種者の接種後の健康状態について長期の追跡調査を行い、副反応被害者を確実に把握してください。またその調査結果は必ず公開してください。
- 3 ヒトパピローマウイルス (HPV) は、200 種類ほどあり、子宮頸がんにつながる発がん型ウイルスも 15 種類ほどあると言われています。そのうち今回、接種勧奨が再開さ

れるHPVワクチン(サーバリックスとガーダシル)には2種類しか入っておらず、ワクチンを接種しても、完全に子宮頸がんを避けることはできません。このためワクチン接種者も 20 歳以降は定期的に子宮頸がん検診を受けることが不可欠となります。そのことを接種対象者に伝えておくことは重要です。

4 副反応がなくがん予防効果が科学的に実証されている子宮頸がん検診はより重視されるべきです。市内での子宮頸がん検診の受診率を上げるため、必要性の周知徹底をお願いいたします。